

「改正後の抜粋」

第3節 公園

1 公園の設置基準

- 公園の設置計画にあたっては、市民の日常の利用を考慮しつつ、到達までの安全性、災害及び公害の防止、環境の改善、都市景観の増進等の観点に立ち、地形、植生その他の自然条件を勘案して適正に計画するものとする。
- 公園の面積は、表-9を基準とし、有効に利用できる区域(高さ1.5m以上の石積法面及び芝付法面等を除く。)をもって算定するものとする。

表-9 公園の設置計画基準

区 分	開 発 行 為	
	市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域
開 発 区 域 面 積	3,000 m ² 以上	1,500 m ² 以上
公 園 面 積 比 率	3%以上	6%以上
公 園 面 積	100 m ² 以上	100 m ² 以上

- 公園は、開発行為者の負担で整備するものとする。
- 公園の配置は、半径250mの範囲内に1箇所設置を基準とする。また、詳細位置については公園管理者と協議すること(原則として事業区域内の中心に計画)。
- 公園の設置規模、数については、表-10を基準とする。

表-10 公園設置基準

市 街 化 区 域			市 街 化 調 整 区 域		
開 発 面 積	公 園 面 積	公 園 数	開 発 面 積	公 園 面 積	公 園 数
0.3ha 以上 ～ 5ha 未満	100 m ² 以上	1	0.15ha 以上 ～ 2.5ha 未満	100 m ² 以上	.1
5ha 以上	1,500 m ² 以上	1 以上	2.5ha 以上	1,500 m ² 以上	1 以上

※ ただし、公園を2個所以上設置する場合は、それぞれ500m²を超えるものとする。

- 公園の形状は、有効利用を考慮し、細長にすぎない長方形又はこれに近い形とし、公園外周の1/4以上が道路に面することを原則とする。

2 公園の設置緩和及び緑化計画の届出

- 市街化区域内の面積が0.3ha以上1.0ha未満の開発行為において、当該開発区域が既設公園の境界から公園の種類ごとに定める一定距離(以下「誘致距離」という。)以内にあり、かつ、「金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例」に基づく開発区域内緑化計画(以下「緑化計画」という。)を策定し、市長に届け出ることにより、公園の設置を緩和する。

この場合、既設公園からの誘致距離については、表-11を基準とし、公園管理者と協議すること。

※0.3ha以上の開発行為にあつては、緑化計画を策定し、市長に届け出ること。

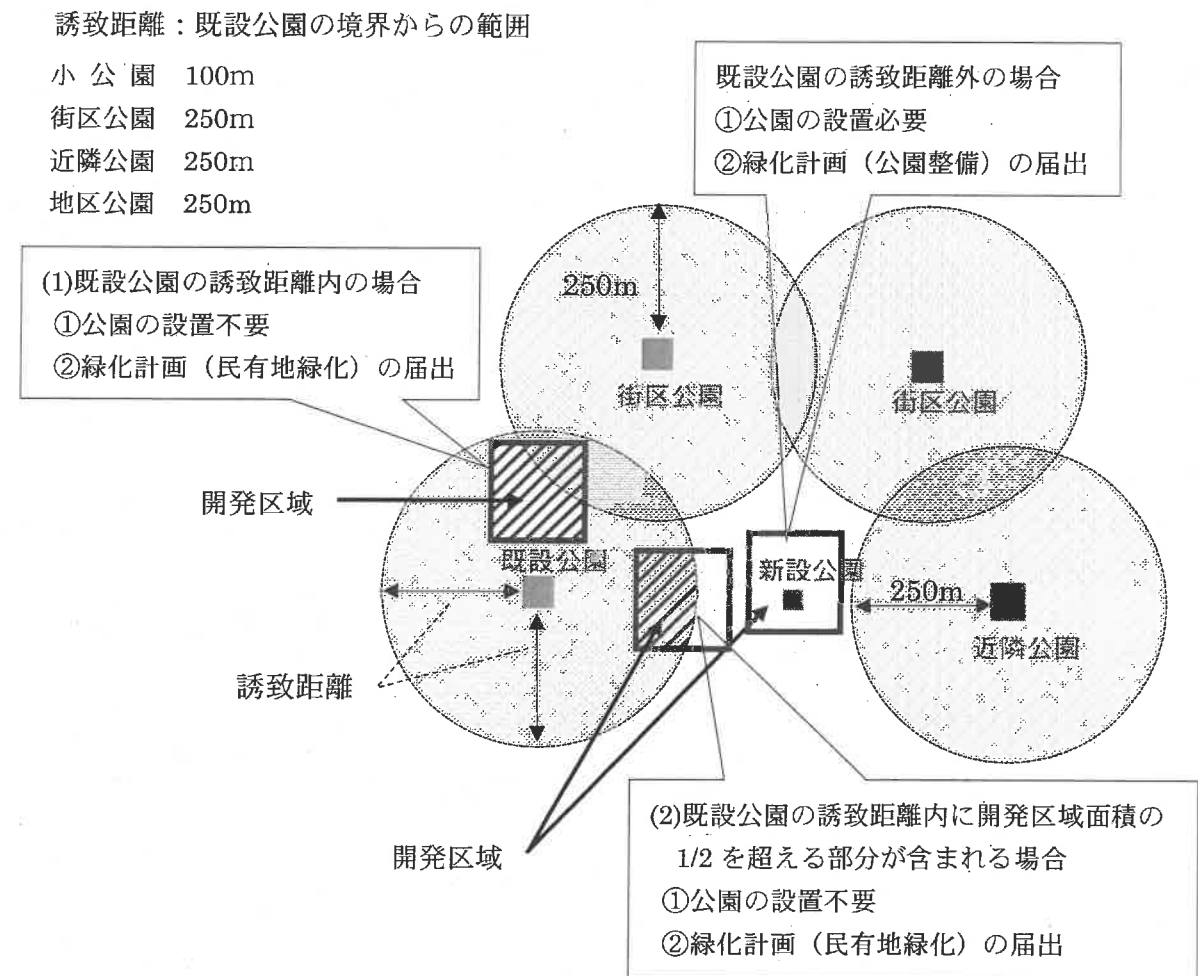
表-11 誘致距離

小公園	街区公園	近隣公園	地区公園
100m	250m	250m	250m

- 前項に掲げる開発区域と誘致距離の取り扱いは、次の各号によるものとする。

- 開発区域が既設公園の誘致距離内にある場合
- 開発区域面積の1/2を超える部分が既設公園の誘致距離内にある場合

図-8 公園の誘致距離



- 公園整備に関する施設細目 (略)
- 表-12 公園施設設置基準 (略)
- 公園に関する緑化細目 (略)
- 植生の回復 (略)
- 兼用調整池 (略)
- 開発行為者による自己管理の緑地等 (略)